

平成30年度 第1回

地域包括支援に関する会議

資料 2

2 議事

(2) 平成29年度地域包括支援センター・統括支援センター

自己点検及び平成30年度運営方針について

地域包括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

1 目的

地域包括支援センターの業務は、高齢者や関係機関等からの幅広い相談・支援から、介護予防に関する取り組み・支援、地域ネットワークの構築と、多岐に渡っている。

そのため、「一部の業務に偏ることなくバランスよく機能しているか」「現状を知り、課題を補っているか」等について常に確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、地域包括支援センター毎に、次年度に取り組むべき課題を明確にした運営方針を作成する。

なお、自己点検表及び運営方針の作成にあたっては、地域包括支援センターにおける現状や課題を、共通の指標で分析する。

2 地域包括支援センターの自己点検表について

地域包括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

- ① 地域包括支援センターの運営体制
- ② 総合相談支援業務
- ③ 高齢者虐待・権利擁護対応
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント業務

統括支援センター自己点検・運営方針 作成手順

1 目的

統括支援センターの業務は、地域包括支援センターに関する事務の管理、虐待や困難事例への対応支援、市民からの直接的な総合相談への対応など多岐に渡っている。また、統括支援センターが区内の地域包括支援センターを適切に支援することで、地域包括支援センターの機能の充実を図ることができる。

そのため、統括支援センターの業務のうち、地域包括支援センターの業務の円滑化と質の向上を図る上で不可欠な「区内の地域包括支援センターの業務支援と地域とのネットワーク構築支援」が適切に行われているかを確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、自己点検及び運営方針を作成する。

2 統括支援センターの自己点検表について

統括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

① 地域包括支援センターの業務支援

地域包括支援センターにおける「困難事例対応」「苦情対応」「緊急対応」「組織マネジメント」が適切に実施されるよう業務支援を行うこと。

② 地域とのネットワーク構築支援

地域包括支援センターの業務が円滑に実施されるよう、「関係者（団体）との情報共有」「地域のケアマネジャーとの情報共有」「包括ケア会議の活用」などを適切に行うこと。

地域包括支援センターの自己点検と運営方針

1-1 平成29年度の自己点検

<自己点検とは>

各センター職員が業務運営方針を作成するため、自らの業務を3段階（できている、ほぼできている、不十分）で自己点検したものを。

<パーセンテージでの表記について>

複数ある点検項目の結果を理解しやすいよう、全ての点検項目で「できている」場合を100%として点検結果をパーセンテージで表した。

<パーセンテージの比較>

職員自らの判断で点検したものであり、また、センター別に地域特性等に違いがあるため、センターを越えて比較することは適さず、センターごとの比較に適すもの。

パーセンテージの目安

100%：全ての点検項目ができている

84%：項目のうち、半数はできており、半数がほぼできている

63%：項目のうち、1/3はできており、1/3はほぼできており、1/3はまだ不十分

44%：項目のうち、1/3はほぼできており、2/3はまだ不十分

※網掛け：平成29年度が80%未満のもの

(%)

包括	年度	自己点検項目											
		(1) 地域包括支援センターの運営体制			(2) 総合相談支援業務				(3) 高齢者虐待対応	(4) 包括的・継続的ケアマネジメント		(5) 介護予防的ケアマネジメント	
		タ統 ー括 と 支 援 連 携 セ ン ター	チチ ーム ム ア プ ロ ー	個人 情報 保護	初期 相談 対応	相専 談門 支 援 的 ・ 継 続 的	ク地 域 の 構 築 ネ ッ ト ワ ー	把地 握域 住 民 の 実 態		構の 築個 々の 継 続 的 支 援 体 制 へ	の介 護 支 援 専 門 員	一 般 介 護 予 防 事 業	予 防 ケ ア 給 付 及 び 介 護
項目数	4	3	3	3	9	9	3	16	3	6	5	11	
門1	29	83	100	100	89	78	74	89	98	56	72	87	97
	28	75	89	100	67	67	44	78	77	56	56	67	97
	27	92	100	100	100	100	67	100	98	67	78	—	100
門2	29	100	67	100	89	85	56	67	88	100	78	73	94
	28	100	78	100	89	78	44	67	88	100	78	73	88
	27	67	100	100	67	89	41	89	92	56	78	—	82
門3	29	83	100	100	78	78	70	78	100	100	78	73	100
	28	67	100	100	78	70	52	67	100	100	83	60	100
	27	58	100	100	78	70	52	67	100	100	72	—	100

包括	年度	自己点検項目											
		(1) 地域包括支援センターの運営体制			(2) 総合相談支援業務				(3) 高齢者虐待対応	(4) 包括的・継続的ケアマネジメント		(5) 介護予防的ケアマネジメント	
		統一との連携	チームアプローチ	個人情報保護	初期相談対応	専門的・継続的相談支援	地域のネットワーク	把握住民の実態		構築	個々の高齢者へ	個別支援専門員	一般介護予防事業
		項目数	4	3	3	3	9	9	3	16	3	6	5
小北1	29	100	100	89	100	96	74	89	98	78	78	67	100
	28	92	100	89	100	93	70	89	90	78	72	80	100
	27	83	100	89	100	89	70	78	88	78	78	—	100
小北2	29	92	100	100	100	89	74	100	100	78	78	100	100
	28	83	100	100	100	100	74	100	100	78	78	100	100
	27	83	100	100	100	100	59	100	100	78	67	—	100
小北3	29	100	100	100	100	100	100	100	92	100	78	80	100
	28	100	100	100	100	96	78	78	100	100	78	73	100
	27	92	89	100	100	93	74	78	100	89	78	—	97
小北4	29	100	100	100	100	96	85	89	100	100	89	73	97
	28	100	100	89	100	100	78	78	100	100	89	67	97
	27	100	100	89	100	96	67	67	100	100	78	—	97
小南1	29	92	89	100	100	93	74	100	88	100	78	87	97
	28	92	100	100	100	100	74	100	92	100	78	87	97
	27	83	100	100	100	100	74	100	85	89	78	—	100
小南2	29	92	100	100	100	100	70	78	98	100	89	87	100
	28	83	100	100	100	100	70	67	100	100	89	80	100
	27	100	100	100	100	100	67	67	100	100	89	—	100
小南3	29	100	100	100	100	100	74	100	98	89	94	87	100
	28	100	100	100	100	100	63	100	92	100	72	80	100
	27	92	100	100	100	100	67	89	90	100	78	—	100
小南4	29	75	100	100	100	89	63	78	100	89	83	80	97
	28	67	100	100	100	81	70	78	100	67	83	80	97
	27	83	100	100	100	85	59	67	100	56	83	—	100

包括	年度	自己点検項目											
		(1) 地域包括支援センターの運営体制			(2) 総合相談支援業務				(3) 高齢者虐待対応	(4) 包括的・継続的ケアマネジメント		(5) 介護予防的ケアマネジメント	
		一括支援との連携	チームアプローチ	個人情報保護	初期相談対応	専門的・継続的相談支援	地域のネットワーク	把握住民の実態		構築	個々の高齢者へ	個別支援専門員	一般介護予防事業
項目数	4	3	3	3	9	9	3	16	3	6	5	11	
小南5	29	100	100	100	100	100	89	100	96	100	78	100	100
	28	83	100	100	100	100	70	100	96	89	72	100	100
	27	92	100	100	100	100	85	100	96	89	78	—	100
若1	29	92	100	100	89	93	74	100	92	78	72	67	100
	28	92	100	100	100	89	67	100	88	78	72	67	100
	27	92	100	100	100	93	81	100	100	100	78	—	100
若2	29	100	100	100	100	100	81	100	94	100	78	100	100
	28	100	100	100	100	100	85	100	92	100	78	100	100
	27	100	100	100	100	100	78	100	92	100	89	—	100
八東1	29	100	100	100	89	93	89	100	98	89	78	93	100
	28	92	89	100	89	93	85	100	98	89	78	73	100
	27	75	89	100	89	93	85	100	98	89	89	—	100
八東2	29	100	100	100	100	100	100	100	100	100	78	100	100
	28	100	100	100	100	100	96	100	100	100	78	80	100
	27	100	100	100	100	100	96	100	100	100	78	—	100
八西1	29	92	100	100	100	81	63	100	77	78	72	73	88
	28	92	67	100	89	85	59	100	85	100	89	53	94
	27	75	67	100	100	85	74	100	92	100	72	—	94
八西2	29	100	89	100	78	96	78	89	90	78	100	87	100
	28	100	100	100	100	93	74	100	96	78	100	80	100
	27	75	100	100	100	85	78	100	96	89	100	—	100
八西3	29	100	100	100	100	81	67	89	98	78	100	80	100
	28	100	100	100	100	85	67	89	98	78	100	80	100
	27	83	100	100	89	93	63	78	90	56	78	—	97

包括	年度	自己点検項目											
		(1) 地域包括支援センターの運営体制			(2) 総合相談支援業務				(3) 高齢者虐待対応	(4) 包括的・継続的ケアマネジメント		(5) 介護予防的ケアマネジメント	
		タ統 ー括 との 支援 連携 セン	チチ ーム ムア プ ロー	個人 情報 保護	初期 相談 対応	相専 談門 支的 援支 援・ 継 続 的	ク地 域の 構ネ 造ツ ワー	把握 地域 住民 の実 態		構の 築個 々の 継高 続齡 支者 援へ 体制	の介 護支 援専 門員	一般 介護 予防 事業	予防 ケア メン ト
項目数	4	3	3	3	9	9	3	16	3	6	5	11	
八西4	29	100	100	100	100	96	70	100	100	56	100	80	100
	28	100	100	100	100	96	67	100	100	56	100	80	100
	27	100	100	100	100	93	67	100	100	67	100	—	100
八西5	29	100	100	100	100	96	70	100	98	89	100	87	100
	28	100	100	100	100	96	74	100	98	78	100	73	100
	27	92	100	100	100	96	70	100	98	78	100	—	97
八西6	29	100	100	100	100	96	67	100	94	78	100	80	100
	28	100	100	100	100	96	63	100	85	78	100	80	100
	27	92	100	100	100	96	63	100	98	100	100	—	100
戸1	29	100	100	100	89	85	81	100	98	100	78	93	100
	28	83	100	100	89	63	67	100	69	100	78	100	100
	27	100	100	100	100	100	96	100	98	100	100	—	100
戸2	29	92	100	100	100	100	74	89	100	100	72	80	100
	28	92	100	100	100	100	93	100	100	100	72	93	100
	27	83	100	100	100	100	96	100	100	100	78	—	100

1-2 地域包括支援センターの運営方針

(1) 地域包括支援センター運営体制

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
統括支援センターとの連携	○認知症や精神疾患、高齢者虐待、経済的問題等、 <u>処遇困難事例の初期対応については、統括支援センターと協力し対応している</u>	○ <u>処遇困難事例の早期発見、早期介入</u> を目指し、統括支援センター、関係機関と連携を図り、迅速な対応を行う	○ <u>対応困難な事例は、複数で対応することを徹底する</u> ○困難事例等については統括支援センターや関係機関と情報共有を図り、事例検討や協議しながら支援計画に基づき、チームで対応する
チームアプローチ	○相談対応の経験が浅い職員については、地域包括支援センター内及び統括支援センターが支援し、 <u>必要時、同行訪問している</u>	○初任者のスキルアップを図るため、初期や継続相談において、統括支援センターの支援を受ける ○ <u>困難事例等は三職種のチームで対応する</u>	○ <u>関係機関とのモニタリングを行い、対応の経緯や情報を共有する</u>

(2) 総合相談支援業務

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
初期段階での相談対応	○認知症や高齢者虐待、経済的問題、知的・精神疾患、家族機能不全等、 <u>複雑困難化し、対応に長期間を要する事例の相談が増加している</u>	○認知症や高齢者虐待、経済的問題、知的・精神疾患、家族機能不全等、 <u>複雑困難化した事例を早期に把握し、支援に繋げる体制を構築する</u>	○統括支援センターや関係機関と連携し、 <u>処遇困難事例の情報共有や役割分担を明確にし、対応を協議する</u> ○地域ケア個別会議に事例提供し、スムーズな連携や相談対応ができる体制づくりにつなげる
専門的・継続的相談支援	○単身者・高齢者世帯での認知症をはじめ、 <u>内容が多岐にわたる相談が増加している</u> ○高齢者の総合相談窓口である <u>地域包括支援センターの周知が不十分である</u> ○対象者や地域住民等の認知症に関する正しい知識が不十分なため、 <u>適切なサービス提供に繋がらず、認知症が重症化している場合がある</u>	○認知症や多岐に渡る相談について、 <u>対応した内容を地域包括支援センター職員で共有し、質の向上を図る</u> ○積極的に地域へ出向き、 <u>地域包括支援センターの周知を行う</u> ○地域や関係機関に認知症に関する啓発や認知症予防の取組みを通して、 <u>認知症に対する理解を深める</u>	○地域ケア個別会議の事例を通して、 <u>多職種・多機関と支援の方向性を共有する</u> ○民生委員児童委員協議会や連絡調整会議、まちづくり協議会、市民センター、サロン等で <u>地域包括支援センターの周知を行う</u> ○出前講演やサロン等で <u>認知症予防の啓発を行う</u> ○高齢者いきいき相談（巡回相談）で認知症予防の啓発を行う ○認知症支援・介護予防センターと連携を図る

(2) 総合相談支援業務

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
地域ネットワークの構築	<p>○<u>社会資源の情報収集やネットワークづくりが十分でない</u></p> <p>○<u>地域によって関係機関との関わりに違いがある</u></p> <p>○地域の社会資源や情報をタイムリーに提供ができていない地域もある</p>	<p>○社会資源の情報収集を行うとともに、地域のニーズを把握する</p> <p>○<u>様々な機関との情報交換により、関係構築に努める</u></p>	<p>○高齢者いきいき相談（巡回相談）や運営推進会議、まちづくり協議会等の地域の会議等において、<u>社会資源の情報収集</u>を行う</p> <p>○民生委員児童委員協議会やまちづくり協議会、連絡調整会議等に参加し、積極的な情報交換を行う</p> <p>○<u>地域ケア個別会議において地域課題を把握し、地域支援コーディネーターや地域保健係の保健師等関係機関と連携し、情報収集・共有・交換を図る</u></p>

(3) 高齢者虐待・権利擁護対応

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
高齢者虐待・権利擁護対応	<p>○平成26年度以降、<u>虐待件数が増加傾向にある</u></p> <p>○家族機能不全、経済的問題等、複雑困難化し、関係機関と連携調整し、<u>対応に時間を要する事例が増加している</u></p>	<p>○関係機関と連携を図り、<u>迅速で適切な対応を行う</u></p>	<p>○<u>コアメンバー会議を開催し、情報を共有し、適切な処遇を検討し、対応する</u></p> <p>○<u>関係機関と役割分担を明確にし、支援の方向性、対応方法を共有する</u></p> <p>○職員サポート相談や高齢者・障害者あんしん相談等を活用し、<u>法律職と連携する</u></p>
	<p>○<u>「高齢者虐待」「成年後見制度」「権利擁護」について、地域住民や関係機関へ周知が不十分である</u></p>	<p>○市民、地域、関係機関の高齢者虐待に関する理解を深め、<u>早期に相談へ繋がるようにする</u></p> <p>○関係機関との情報共有や協議の場を持ち、困難事例に対しては適宜、協議行う。</p>	<p>○民生委員児童委員協議会、連絡調整会議、ケアマネジメント研修会等、様々な機会を通じて<u>高齢者虐待防止や権利擁護等の理解について啓発する</u></p> <p>○ケアマネジメント研修や関係機関の研修会等で事例検討を行う。</p>

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
支援体制の構築業務	○地域包括支援センターと圏域内のケアマネジャー、医療連携室、施設相談員等との <u>情報交換の場が少ない</u>	○ <u>ケアマネジャーやサービス提供事業所、関係機関と地域包括支援センターとの連携に努める</u>	○原案確認時やケアマネジメント研修において <u>情報交換の機会を持つ</u> ○地域ケア個別会議での事例を通して、 <u>ケアマネジャーや関係機関と連携を図り、ネットワークの構築を図る</u>
	○ケアプランに <u>自立に向けた支援の視点でのマネジメントが不足している</u>	○地域包括ケアシステムの構築を踏まえて、 <u>自立支援・重度化予防に向けたケアプラン作成を支援する</u>	○原案確認時に <u>自立に向けたケアプランの作成について支援を行なう</u> ○ケアマネジメント研修で自立支援に向けた企画等、 <u>研修の充実を図る</u> ○自立支援に向けた検討等について、 <u>ケアマネジャーに地域ケア個別会議の積極的な活用を促す</u>
介護支援専門員の個別支援	○ <u>虐待通報義務の視点が弱い場合がある</u>	○虐待の視点や <u>アセスメント能力を高める</u>	○虐待に関する研修を開催する ○必要時、同行訪問を行う ○関係者で、 <u>虐待事例の支援内容を振り返り、再確認・意識付けを行う</u>
	○個々のケアマネジャーが抱える問題に対し、 <u>相談しやすい関係づくりが不十分である</u>	○ <u>圏域のケアマネジャーの実情や課題を把握し、地域課題や困難事例に対しての支援について検討する</u>	○原案確認時やケアマネジメント研修等で、 <u>ケアマネジャーが抱える状況を把握し、相談できる関係づくりを行なう</u>

(5) 介護予防ケアマネジメント

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
介護予防ケアマネジメント	○ <u>自立支援・重度化予防に視点を置いたマネジメントが不十分である</u> ○行政以外が行っている介護予防事業（地域が主体となっていく体操等）の社会資源の把握が不足している	○ <u>自立支援に向けたケアプランを作成する</u> ○地域の社会資源を情報収集し、高齢者が地域で自立した生活を送ることができるようにする。	○原案確認や地域ケア個別会議において、 <u>自立に向けた支援方法を検討し、プランを作成する</u> ○地域支援コーディネーターや地域保健係と連携し、 <u>地域の社会資源の情報収集を行う</u> 。

統括支援センターの自己点検と運営方針

2-1 平成29年度の自己点検

<自己点検とは>

各センター職員が業務運営方針を作成するため、自らの業務を3段階（できている、ほぼできている、不十分）で自己点検したもの。

<パーセンテージでの表記について>

複数ある点検項目の結果を理解しやすいよう、全ての点検項目で「できている」場合を100%として点検結果をパーセンテージで表した。

<パーセンテージの比較>

職員自らの判断で点検したものであり、また、センター別に地域特性等に違いがあるため、センターを越えて比較することは適さず、センターごとの比較に適すもの。

パーセンテージの目安

100 %：全ての点検項目はできている

83.3 %：2つの点検項目のうち、1つはできており、1つがほぼできている

66.7 %：1つの点検項目が、ほぼできている。

※網掛け：平成29年度が100%未満のもの

(%)

区	年度	自己点検項目						
		(1) 地域包括支援センターの業務支援				(2) 地域とのネットワーク構築支援		
		支へ困 援の難 適な 切事 な例	援る苦 適情 切に な対 支す	対急時 応相間 支談外 援への の緊	項業 の務 解懸 決案 事	の関 情係 報機 共有 と	のケ 情ア 報マ 共有 と	議包 の括 活ケ ア用 会
項目数	2	2	1	1	1	1	1	
門司	29	100	100	100	100	100	100	100
	28	100	100	100	100	100	100	100
	27	100	100	100	100	100	100	66.7
小倉北	29	100	100	100	100	100	100	100
	28	100	100	100	100	100	100	100
	27	100	100	100	100	100	66.7	100
小倉南	29	100	100	100	100	100	100	100
	28	100	100	100	100	100	100	100
	27	100	83.3	100	100	66.7	100	100
若松	29	100	100	100	100	100	100	100
	28	100	83.3	100	100	100	100	100
	27	100	83.3	100	100	100	100	100
八幡東	29	100	100	100	100	100	100	100
	28	100	100	100	100	100	100	100
	27	83.3	100	100	100	100	100	100
八幡西	29	100	100	100	100	100	100	66.7
	28	100	100	100	100	100	100	66.7
	27	100	100	100	100	100	100	66.7
戸畑	29	83.3	100	100	100	100	100	100
	28	66.7	83.3	100	100	100	100	100
	27	66.7	83.3	100	100	100	100	100

2-2 統括支援センターの運営方針

(1) 地域包括支援センターの業務支援

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
困難な事例への適切な支援	○認知症や高齢者虐待、家族機能の低下、経済的問題等処遇困難事例が増加しており、内容も複雑化している	○認知症や高齢者虐待等の早期発見、早期介入を目指し、予防の取組みを強化する ○ <u>居宅介護支援事業所や関係機関と連携を強化する</u> ○ <u>地域包括支援センター職員のアセスメント能力、対応能力の向上を図る</u>	○ <u>コアメンバー会議の強化や地域包括支援センターでの対応困難ケースについて把握し、事例検討を実施する</u> ○ <u>関連機関と連携し、生活困窮者や養護者支援、精神疾患等、処遇困難事例の対応を検討する</u> ○民生委員児童委員協議会や連絡調整会議等、地域の会議に参加し、情報交換、連携等を図る ○ケアマネジメント研修に認知症予防、権利擁護、重度化防止等の内容を取り入れ、取組みを強化する ○ <u>新任者研修の実施や経験確認表を活用し、職場内研修の充実を図り、地域包括支援センター職員の力量形成に努める</u>
苦情に対する適切な支援	○苦情や苦情になりそうな事案について早急に対応しているが、まだ <u>苦情が発生するケースがある</u>	○ <u>事案の報告体制、再発防止策の検討をする</u>	○事案に関して、できるだけ速やかに統括支援センターに報告をする体制を整える ○再発防止のため定例会やミーティング等で <u>対応結果についてフィードバックする</u>
業務における懸案事項解決	○ <u>自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントが不十分である</u> ○社会資源の把握・整理が十分にできていない	○自立支援・重度化防止に向けた <u>適切なアセスメント能力の向上を図る</u> ○社会資源情報を収集、整理して活用できるようにする	○地域ケア個別会議の効果的な実施の支援やケアマネジメント研修において、 <u>自立支援・重度化防止に向けたアセスメント能力の向上を図る</u> ○地域支援コーディネーターや地域保健系の保健師と連携し、地域のサロン等、地域の介護予防事業等の社会資源情報を収集する

(2) 地域とのネットワークの構築支援

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
<p>関係機関との情報共有</p>	<p>○認知症や高齢者虐待、家族機能の低下、経済的問題等処遇困難事例が増加し、内容も複雑化しており、<u>地域や専門職の関係機関との連携が必要である</u></p>	<p>○多職種連携や医療連携等関係機関との連携を強化する ○民生委員や福祉協力員等、<u>地域との連携を強化する</u> ○地域包括支援センター職員のアセスメント能力、対応能力の向上を図る</p>	<p>○地域ケア個別会議において、在宅医療・介護連携支援センターや地域支援コーディネーター、<u>地域の関係者等と連携を図る</u> ○ケアマネジメント研修や多職種連携等、<u>専門職との連携強化に努める</u> ○民生委員児童委員協議会や連絡調整会議等、地域の会議において高齢者の総合相談窓口である<u>地域包括支援センターの周知を行う</u> ○<u>地域包括支援センター職員研修の充実を図り、力量形成に努める</u></p>
	<p>○地域包括支援センター<u>圏域内のネットワークづくりが不十分である</u></p>	<p>○関係機関との連携を強化する ○地域ケア個別会議で抽出された地域課題を通して、地域のネットワーク構築につなげる ○<u>地域の情報を把握し、社会資源などの情報把握をする仕組みづくりを行う</u></p>	<p>○ケアマネジメント研修や多職種連携研修会、在宅医療・介護連携支援センターとの連絡会等、<u>専門職機関との連携体制の構築に務める</u> ○地域支援コーディネーターとの情報共有を支援する ○地域ケア個別会議の充実を図る</p>
<p>ケアマネとの情報共有</p>	<p>○<u>マネジメントの質の向上に向けた取組みが不十分である</u></p>	<p>○<u>ケアマネジメントの質の向上を図る</u> ○ケアマネジメント研修の充実及び、地域の居宅介護支援事業所等、<u>関係機関と連携を図る</u></p>	<p>○ケアマネジメント研修の企画にケアマネジャーの意見を取り入れ充実を図る ○<u>ケアマネジメント研修に参加のない居宅介護支援事業所には、積極的に研修会の参加の呼びかけを行う</u> ○<u>地域包括支援センターと圏域内の居宅介護支援事業所との情報交換会等、連携が図れるように支援する</u></p>

(2) 地域とのネットワークの構築支援

自己点検項目	現状および問題	業務目標	具体的取り組み
ケアマネとの情報共有	○ケアマネジャー同士の交流が十分図れていない	○ケアマネジャー同士の交流を図る ○研修会や勉強会等に必要な情報を提供する ○ケアマネジャーからの相談や報告等を統括支援センター・地域包括支援センターで共有し、支援する	○ケアマネジメント研修や多職種連携研修を通して、 <u>ケアマネジャー同士が情報共有や情報交換ができる関係作りを支援する</u> ○原案確認時やケアマネジメント研修を通して、 <u>ケアマネジャーと地域包括支援センターとの顔の見える関係づくりを支援する</u> ○ケアマネジャーからの相談等を統括支援センター・地域包括支援センターで共有し、具体的な支援に活かす

◆統括支援センター 自己点検判断基準

評価分類	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
		できている	すべてできている
		ほぼできている	80%程度
		まだ不十分	十分にできていない
1 地域包括支援センターの業務支援	(1)※ <u>地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例</u> に対する適切な支援	①地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、関係機関との協働などにより問題解決に努めている	地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、口頭による助言のみではなく、地域包括支援センター職員との同行訪問や関係機関との連携などにより、協働で問題解決に努めている
		②困難事例への対応に関する情報共有や事例検討などを行い、地域包括支援センター職員のスキルアップを図っている	地域包括支援センターに、困難事例対応のスキルアップを目的とした情報提供や意見交換・事例検討などを定期的に行っている
	(2)※ <u>地域包括支援センターだけでは対応が困難な苦情</u> に対する適切な支援	①地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、関係機関との協働などにより問題解決に努めている	地域包括支援センターだけでは対応が困難な苦情について、口頭による助言のみではなく、地域包括支援センター職員との同行訪問や関係機関との連携などにより、協働で問題解決に努めている
		②苦情への対応に関する情報共有や事例検討などを行い、地域包括支援センター職員のスキルアップを図っている	地域包括支援センターに対し、苦情の内容や改善点について、情報提供や意見交換・事例検討などを行っている
	(3)勤務時間外における市民からの緊急相談に対する適切な対応	①勤務時間外における市民からの緊急相談に対して、夜間・緊急窓口対応施設や関係機関と連携し適切な対応を行っている	日ごろから夜間・緊急窓口対応施設や関係機関と情報共有や対応方法などの連携を図り、市民からの緊急相談時に適切な対応を行っている
	(4)※ <u>地域包括支援センター業務の懸案事項の解決</u>	①地域包括支援センター業務の懸案事項を的確に把握し、関係機関との調整などにより解決に努めている	地域包括支援センター業務における懸案事項について、職員や関係者の意見聴取や課題の分析等により、的確に把握している。懸案事項については、区内および本庁、その他関係機関との調整などにより解決に努力している
2 地域とのネットワーク構築支援	(1)地域の関係者(団体)等との情報共有	①地域の関係者(団体)や行政機関などとの連携を目的とした情報交換や、会合等の開催または参加を行っている	地域の関係者(団体)との情報交換や会合等の開催または参加を定期的の実施し、地域包括支援センターの業務の円滑化を図っている
	(2)地域のケアマネジャーとの情報共有	①地域のケアマネジャーの質の向上を目的とした情報交換や情報提供、事例検討会等の開催または参加を行っている	地域のケアマネジャーを対象としたケアマネジメント研修等を定期的開催し、区全体の課題解決が必要な事項についての情報提供や意見交換・事例検討などを行っている
	(3)包括ケア会議の活用	①包括ケア会議において、困難事例などの検討・結果報告、地域ケア個別会議の報告、関係者(団体)へのフィードバック等により、会議の有効活用を行っている	包括ケア会議を定期的および必要に応じて開催している。困難事例に対する助言及び専門的・技術的支援、その他地域包括支援センターの活動を支援するための処理事項を検討し、結果を報告している。また、地域ケア個別会議の報告や地域課題の検討も行っている。

【用語説明】

※地域包括支援センターだけでは対応が困難：地域包括支援センターの業務において、統括支援センターが、区レベルの介入や、指導・助言が望ましいと判断できるケースを指す。

※地域包括支援センター業務の懸案事項：地域包括支援センターが業務をより円滑に実施するために、区レベル・市レベルで標準化や事務改善などが必要な事項(・執務環境・業務内容・手順など)を指す。

◆地域包括支援センター 自己点検判断基準

評価領域		Ⅰ 地域包括支援センター運営体制		
評価の内容		地域包括支援センターが、地域のネットワークの拠点として、総合相談支援、高齢者虐待対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう、統括支援センターや他職種と連携し、情報共有や支援が行われる体制となっているか		
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
			できている ほぼできている まだ不十分	すべてできている 80%程度 十分にできていない
1 統括支援センターとの連携	(1)地域包括支援センターの業務を円滑に行うために、統括支援センターからの支援が得られているか	①地域包括支援センターだけで解決できない事例や運営上3職種だけでは対応できない際に、統括支援センターからの支援が得られている	地域包括支援センター職員だけでは解決できない際に、口頭による助言のみでなく、統括支援センター職員が同行訪問するなど、協働で問題を解決している	
	(2)地域包括支援センターに対する苦情を受け、統括支援センターへ相談する体制がとれているか	②統括支援センターと、情報提供や意見交換などを行っている	総合相談支援業務、権利擁護業務等、個別相談時のみならず、スキルアップを目的として、統括支援センターと情報提供・業務報告・事例検討などを行っている	
2 チームアプローチの実行	(1)相談・支援体制の構築ができている	①苦情の窓口について、利用者や事業者に明確にしている	利用者や事業者に、苦情窓口を明確に示すとともに、口頭で説明を行っている	
		②苦情について必ず検討し、その対応について、統括支援センターと共有している	苦情の対応については統括支援センターへ相談・報告し、必要に応じて苦情を申立てた者や関係機関に対して統括支援センターから説明や報告をする体制ができている	
3 個人情報保護	(1)個人情報の取扱いに十分配慮している	①地域包括支援センター内で日ごろから相談内容を報告し合い、情報を共有している	センター内で情報共有の場を設けており、職員全員で相談内容等を報告し合っている	
		②相談内容について、「利用者基本情報」や「経過記録」などに、主訴、客観的情報等必要事項を記録し、個人ファイルなどに一元的に管理している	主訴、客観的情報等の必要事項を記録した「利用者基本情報」や「経過記録」を規則性をもって個人ファイルに綴じている	
		③一元化された情報を、必要となる際に確認できるように保管している	個人情報ファイルをセンターのルールに従って保管しており、職員全員が個人情報はどこに保管されているかを把握している	
		①個人情報了他に提供するときは、必ず、本人・家族の同意を得ている	必要時には個人情報を他の関係機関等へ提供する旨を本人・家族に必ず説明し、同意を得ている	
		②個人情報が、他者の目に触れないよう保管しており、データの取扱いについては、「地域包括支援センター情報セキュリティ実施手順書」を遵守している	個人情報を鍵つきのキャビネット等に保管しており、個人情報の入ったデータについては、「地域包括支援センター情報セキュリティ実施手順書」を遵守している	
		③個人情報を持ち出すときは、点検簿等により管理し、持ち出した場合は、手元に携帯している	訪問等で個人情報を持ち出す場合、外出前後に点検簿等により必ず確認し、外出中は常に携帯している	

評価領域		II 総合相談支援業務		
評価の内容		地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを相談等に基づき幅広く把握し、保健・医療・福祉・介護の適切な制度・サービス利用につなげていく等の支援を行っているか		
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
			できている ほぼできている まだ不十分	すべてできている 80%程度 十分にできていない
1 初期段階での相談対応	(1)初期段階の相談対応を行っている	①相談者との関係性の構築に努力し、状況の把握を行っている	相談者のニーズだけでなく、状況把握のため、家族や親族、民生委員など、相談者をよく知る地域関係者についての情報を相談者から聞き出している	
		②緊急性を判断し、適切な対応を行っている	センター内で共通の判断基準があり、必ず複数の職員で協議して対応する	
		③相談者にわかりやすく情報を提供している	相談者のニーズに対応するため、関係機関等の情報を書面で提供するとともに、口頭でも説明している	
2 専門的・継続的相談支援	(1)訪問(アウトリーチ)による相談や情報収集を行っている	①当事者宅や入院先などを訪問し、利用者(本人)・家族と面接を行っている	当事者宅や入院先などを訪問する必要がある場合は、必ず訪問して面接を行っている	
		②利用者の状況を把握するために、地域(近隣住民、民生委員など)から情報を収集している	利用者の状況を把握するため、初期相談で情報を提供してもらった地域関係者全員(近隣住民、民生委員など)から情報を収集している	
		③利用者の状況を把握するために、その人が持っている社会資源等、関係機関・関係者からの情報を収集している	利用者の状況を把握するため、初期相談で提供してもらった社会資源等について、関係機関・関係者全員から情報を収集している	
	(2)支援計画(処遇方針)の策定ができている	①初期相談や訪問面接等で得た情報に基づき、課題や主訴を明確にしている	初期相談や訪問面接で得た情報をもとに課題や主訴等を明確にしている	
		②アセスメントに基づき支援計画を立てている	課題や主訴を解決するため、個別具体的な支援計画を立てている	
		③相談内容を解決するためサービス提供機関や専門相談機関に対して、必要とされる情報を詳細に提供している	相談内容を解決するにふさわしいサービス提供機関や専門相談機関へ書面で情報を提供するとともに口頭でも説明している	
	(3)継続支援のためのモニタリングを実施している	①支援引継ぎ機関に対して、あらかじめ設定した時期に状況を確認している	課題解決のためにつないだ機関へ、センターからあらかじめ設定した時期に連絡し、「紹介してどうなったか」等、情報収集をし、状況確認を行っている	
		②支援計画通りに実施されているか、当事者もしくは相談者に対して、定期的に確認している	センターから当事者もしくは相談者に定期的に連絡し、引継ぎ後の状況等を確認している	
		③確認した情報に基づき評価を行い、必要に応じて支援計画の見直しを行っている	確認した情報に基づき支援計画の評価・見直しを行っており、見直した場合は理由や内容を「つないだ先の機関」や「当事者もしくは相談者」に説明している	

評価分類	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
		できている	すべてできている
		ほぼできている	80%程度
		まだ不十分	十分にできていない
3 地域におけるネットワークの構築	(1)地域の社会資源や情報を把握し、地域に提供している	①担当エリアのサービス提供機関や自治会・民生委員などの組織、ボランティア、NPO法人などの情報(活動内容など)を把握し、整理している	担当エリアの情報(活動内容、連絡先など)を把握し、その内容をカテゴリー別に分かるように、一元的に整理しているとともに、定期的に情報を見直している
		②地域のイベントや行事などの情報を把握している	地域より情報が得られる関係性が築けており、自治会やまちづくり協議会などが実施するイベント等を把握し、職員間で確認できるように書面で整理している
		③地域住民が必要とする情報提供や啓発活動を行っている(出前講演やチラシの作成など)	把握し、整理された情報(社会資源や制度・サービス等)周知のため、地域住民に対して、地域の集まりの場や窓口で、チラシ等を用いて情報提供している
		④権利擁護サービスや成年後見制度の活用について、啓発活動を行っている	権利擁護サービスや成年後見制度について、区推進協議会等を活用して、地域の関係者に周知するとともに、地域の集まりの場等で、直接地域住民に啓発している
		⑤消費者被害情報を地域の民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー等の事業者へ情報提供し、被害防止に向けた連携を行っている	消費生活センターからの消費者被害に関する情報を、地域の民生委員やケアマネジャー・ホームヘルパー等に積極的に情報提供し、注意喚起している
		⑥活動の核となる地域のリーダーに対して、具体的な事例を活用した啓発活動など、支援を行っている	地域活動の核となるリーダーに対し地域住民同士の助け合い(互助・共助)の大切さを、具体的な課題解決事例等を用いて紹介するなど支援している
(2)利用者に必要な地域のネットワークを構築している	①相談者をとりまく関係機関(例えば、かかりつけ医、ケアマネジャー、サービス事業者など)と、定期的に情報交換を行なうなど、連携に努めている	あらかじめ設定した時期に、圏域及びその周辺地域のかかりつけ医、ケアマネジャー、サービス事業者など相談者をとりまく関係機関と、情報交換を行う場(連絡会など)を設けている	
	②他の地域包括支援センターや、いのちをつなぐネットワーク係、地域支援コーディネーター、地域保健係、行政窓口(消費生活センター・権利擁護センター含む)と情報交換や連携ができています	他の地域包括支援センター、いのちをつなぐネットワーク係、地域保健係等と連携ができており、定期的に地域支援コーディネーターや関係部署等と情報交換ができる体制がとれている	
	③各区推進協議会、まちづくり協議会と連携している	地域包括支援センターを中心とした圏域内のネットワークだけでは解決できない問題などを、定期的に各区推進協議会やまちづくり推進協議会、または包括ケア会議で報告するなど、解決に向けた連携を図っている	
4 地域住民の実態把握	(1)地域住民の実態を把握するための取り組みを行っている(リアルタイム把握)	①地域活動(民生委員協議会等の会議、集まり)に参加し、情報収集を行っている	圏域内にある地域活動の場に積極的に出向き、情報収集を行っている
		②地域活動により得た情報について、民生委員や福祉協力員等、地域住民の状況を把握している人に対して、個別に情報収集を行っている	地域活動で得たすべての情報について、地域住民のことをよく知っている民生委員や福祉協力員等に個別に状況を確認している
		③「①・②」により把握した内容をもとに、高齢者への戸別訪問を行っている(例えば、独居高齢者等)	地域活動や民生委員等から得たすべての情報をもとに、独居高齢者等を状況に応じて戸別訪問している

評価領域		Ⅲ 高齢者虐待・権利擁護対応		
評価の内容		地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、虐待発生またはそのおそれのある時に制度やサービスを有効活用するなど、ニーズに即した迅速な対応がなされているか		
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
			できている ほぼできている まだ不十分	すべてできている 80%程度 十分にできていない
1 高齢者虐待・権利擁護への対応	(1)通報・相談を受け、緊急性の判断を行っている	①通報・相談を受け、緊急の場合は、統括支援センターへつないでいる	通報・相談内容が「被虐待高齢者の生命・身体に危険がある、又はその恐れがある」と判断した緊急事例について、速やかに統括支援センターに情報提供し、統括支援センターの助言・指導に従って対応している	
	(2)事実の把握ができている	①高齢者虐待に関する相談・通報を受け、関係者の協力を得て多面的に事実確認(安全確認)を行っている	通報者から提供された情報を基に、複数人での訪問等により事実を確認するとともに、本人を取りまく関係者からも幅広く情報収集を行っている	
		②事実確認に基づき、課題を明確化している	把握した情報に基づき、課題が個別・具体的に明示されている	
		③収集した情報を整理し、適切に「虐待」かどうかを判断している	関係者から多面的に収集した情報を整理し、必要に応じて統括支援センター等の支援を受け、地域包括支援センターの3職種が中心となり協議の上、虐待の有無及び緊急性を判断している	
	(3)適切な支援方針が決定できている	①支援方針の決定に際し、関係機関の協力を得て多面的に検討を行っている	課題解決のため、必要に応じて本人を取り巻く関係者(ケアマネジャーや介護サービス事業者、民生委員)や、専門家(かかりつけ医や弁護士等)にカンファレンスへの参加を求め、効果的な支援策の検討を行っている	
		②短期・中期～長期の目標を設定し、その実現に資する支援策を立てている	短期目標及び中～長期目標について目標期間を含め設定し、その実現に向けた具体的な支援策を立てている	
		③本人だけでなく、養護者支援も視野に入れた支援策となっている	本人及び養護する家族等が抱える課題を幅広く検証し、虐待の発生要因となっている課題を解消するため、養護者に対しても適切な支援策を講じている	
		④支援策を実行する上で、関係者の役割を明確化し、事案のキーパーソンを決定している	支援策の検討を多面的に行い、各支援策の実施に係る責任者を明確にするとともに、事案のキーパーソンを決定している	
		⑤決定した支援策の効果を判断するために、進捗状況に合わせて協議の場を設定している	支援策を検討する際に、支援実施後の効果確認のための次回の協議日程について統括支援センターと調整しながら、地域包括支援センターが予定にあわせ協議の場を設けている	
		⑥必要に応じ、支援策の見直し(モニタリング)を行っている	必要に応じ、目標も含めた見直し(モニタリング)を行い、新たな目標実現のための具体的な支援策を立てている	
⑦成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置が必要と判断された場合、統括支援センターへつないでいる		成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置の必要性があると判断された支援困難な事例について、統括支援センターにつなぎ、助言、支持をもらう		

評価分類	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
		できている	すべてできている
		ほぼできている	80%程度
		まだ不十分	十分にできていない
(4)課題解決につながる支援が実施できている	①支援策が本人の課題解決(生活の質の向上)につながっている	あらかじめ設定した時期に、本人に対する支援策の効果を評価し、課題解決につながっているかを確認している	
	②支援策が養護者の課題解決(生活の質の向上)につながっている	虐待をしていた養護者に対する支援策の効果を評価し、課題解決につながっているかを確認している	
	③関係者が役割分担に従い、適切に支援を行っている(キーパーソンの支援の実施状況把握含む)	支援策の検討会議において、それぞれの支援策の実施責任者及びキーパーソンを明確にし、定期的に効果評価を行っている	
(5)必要に応じて支援計画の見直しを行っている	①支援策が課題解決につながっていない場合、必要に応じて支援策の見直しを行っている	支援策の効果評価を行い、十分な効果が上がっていない場合は、再度、関係者から情報収集し、課題解決に至っていない理由を整理して、その課題を解決するため関係者間で協議を行い、役割分担の上、新たな支援策を講じている	
	②支援を終了する際、再発防止策を講じている	支援によって目標を達成した場合は、キーパーソンを決定して、再び異変が起きたときには地域包括支援センターへ通報が入る仕組み(見守り体制)を構築してケースを終了している	

評価領域		Ⅳ 包括的・継続的ケアマネジメント業務		
評価の内容		高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、かかりつけ医をはじめ、ケアマネジャー、地域の関係機関等の連携によって、個々の高齢者の状況に応じた包括かつ継続的な支援を行えるための体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援などを行っているか		
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
			できている	すべてできている
			ほぼできている	80%程度
			まだ不十分	十分にできていない
1 ていく たための の高齢者 を継続的 に支援し る ための 支援体制 の構築業 務	(1)主治医との連携、在宅と施設の連携などのケアマネジメントの体制を整備している	①かかりつけ医とケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が、個々の利用者の相談や情報交換を持ちやすい体制を構築している	医師とケアマネジャー等とが交流できる場を持つたり、地域の医師会と協議しかかりつけ医が個別相談を受け付けられる体制がある	
		②ケアマネジメント支援が必要な高齢者の入院(所)・退院(所)時に、相談対応や調整を行っている	利用者や家族、関係機関等から電話等で相談がなされた時に助言を行うとともに、必要に応じて、ケアカンファレンスや訪問等による面接、家族・ケアマネジャー・施設等の関係者との調整を行っている	
		③在宅医療・介護連携支援センターや地域の医療連携室(病院)、施設の相談室と情報交換を行っている	在宅医療・介護連携支援センターや地域の医療連携室のソーシャルワーカー、施設の相談員と情報交換の場を持ち、情報や互いの役割などを共有している	
2 介護支援 専門員に 対する 個別支 援	(1)ケアマネジャーへの個別相談に対応している	①居宅介護支援事業所等に所属するケアマネジャーからの相談を、随時に受け付けている	地域のケアマネジャーより、来所・電話等で相談がなされたとき、考えを聞き、受け止め、ともに考える姿勢で相談を受け、相談者(ケアマネジャー)ごとに個人相談カード等を作成する等、再度相談があった場合に活用できるように書類を整理している	
		②個別相談時に、必要な情報提供や情報交換を行っている	相談内容に即した情報(社会資源、サービス、制度等)をチラシ等の書面を交付するとともに、口頭で説明し、お互いに持つ情報を共有し、改善策など必要な意見交換を行い、区全体の問題として解決が必要な事柄について、統括支援センターとともに、取り組みを行っている	
		③支援困難なケースについては、サービス担当者会議に参加するなどして助言・支援している	相談内容に応じて、ケアマネジャーが開催するサービス担当者会議に参加し、助言、支援している	
(2)ケアマネジャーの質の向上に向けた取り組みを行なっている		①地域包括支援センター単位で、ケアマネジメント能力を高めるための研修を開催している	定期的に、圏域内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー向けに、研修会や勉強会を開催している	
		②地域包括支援センター単位で、ケアマネジャー同士のネットワークを構築できるような支援または取り組みを行なっている	定期的に、圏域内のケアマネジャーが集い、互いの悩みを話し合う、情報交換の場(機会)をつくっている	
		③区で開催されるケアマネジメント研修や事業者連絡会に協力している	区で開催されるケアマネジメント研修や事業者連絡会において実施される事業者向けの研修の運営等に協力している	

評価領域		Ⅴ 介護予防ケアマネジメント業務		
評価の内容		生活機能の低下など、さまざまな課題を抱えている高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防や重症化予防についての意識や意欲を高め、できるだけ自立した生活が送れるよう支援しているか		
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
			できている ほぼできている まだ不十分	すべてできている 80%程度 十分にできていない
1 一般介護予防事業	(1)地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげることができている	①要介護状態に至るリスクが高い高齢者の把握のため、関係者からの情報を積極的に収集している	民生委員、かかりつけ医、高齢者サービス担当者等の関係者に自ら働きかけて情報収集に努めている	
		②地域住民に対して、介護予防の必要性を理解してもらえるよう啓発など働きかけを行っている	介護予防講座や健康講座、地域住民の集まりなどで積極的に啓発・PRを行っている	
		③行政の介護予防事業や健康づくり事業の内容及び実施方法を把握している	市や区が実施している介護予防事業、健康づくり事業の情報を把握している	
		④行政以外が実施している地域の介護予防事業や健康づくり事業の内容及び実施方法を把握している	行政以外に担当エリア内の地域住民主体や、市民センター・公共施設で実施している介護予防事業(サロン含む)や健康づくり事業の情報を把握し、実際に事業を見学している	
		⑤要介護状態に至るリスクが高い高齢者を把握し、その者に対し、速やかに連絡を取っている	把握された対象者には速やかに電話や訪問により連絡を行っており、必要に応じて事業の案内をしている	

評価分類	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
		できている	すべてできている
		ほぼできている	80%程度
		まだ不十分	十分にできていない
2 予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業における介護予防ケアマネジメント	(1)適切なケアマネジメントへ結びつけている	①「要支援」「要介護」の認定の変化に伴い、適切なケアマネジメントが実施できるように支援している	利用者や家族に対して、その状態の改善・悪化に応じて、介護予防事業と「要支援」「要介護」という両制度間でのサービス移行があり得ることをあらかじめ十分認識させている
	(2)介護予防支援運営基準に沿った適切なケアマネジメントが実施できている	①要支援認定を受けた利用者(事業対象者含む)に対して、介護予防の必要性やサービス等の情報提供並びに介護予防につながるアセスメントを行っている	利用者に介護予防の必要性やサービスの情報提供を行い、アセスメントにおいて、利用者が「できること」を家族などと一緒に探している
		②利用者自身が主体的に取り組めるような目標を設定している	生活機能の向上が図られる目標を立て、一定の期間(短期目標)に達成できるものとなっている
		③利用者本人・家族・サービス提供者が目標を共有し、実施(提供)している	利用者を中心としたサービス担当者会議等を通じて、主治医をはじめとするすべてのサービス提供者が介護予防ケアマネジメントに参画(文書による確認を含む)しており、決定結果を知らせることで目標を共有している
		④モニタリングや再アセスメントは、あらかじめ設定した時期に行なっている	モニタリングや再アセスメントを、あらかじめ設定した時期に確実に実施している(モニタリングは、月に1回以上実施。3月に1回以上利用者宅で面接実施。サービス事業利用者の面接は6月に1回以上。)
		⑤達成状況の評価について、あらかじめ設定した時期に行っている	目標の達成状況の評価は、サービス事業者が行う事前・事後のアセスメント結果も参考に、あらかじめ設定した時期に確実に実施している
		⑥達成状況の評価を行い、今後の支援方法を検討している	介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうかをチェックし、自立支援に向けた「地域ケア個別会議」を活用し、今後の支援方法やケアプランの見直しを行っている
		⑦ケースのケアプラン、ケース記録、契約書等の保管を行っている	定められた場所に適切な保管を行っている
	(3)委託したケアマネジメントについて、適正な実施が行えているか確認している	①居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの原案確認を行っている	居宅介護支援事業者へ委託したケアプラン原案について、予防給付ケアマネジメント業務事務手順書に沿った内容の確認を行っている
		②居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの達成状況の評価の確認を行っている	居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの進捗状況の評価の確認について、予防給付ケアマネジメント業務事務手順書に沿った確認を行っている
③委託しているケースのケアプラン、ケース記録、契約書等の保管を行っている		定められた場所に適切な保管を行っており、委託が終了したケース資料も返還させている	

平成29年度地域包括支援センターの運営状況について

H30.3現在

	市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
人口	955,967	99,769	180,124	211,742	83,365	67,319	255,411	58,237
高齢者人口	287,452	35,967	51,635	58,213	26,148	23,976	73,287	18,226
(75歳以上:内数)	146,888	18,895	25,502	29,026	13,354	13,256	37,184	9,671
高齢化率	30.1%	36.1%	28.7%	27.5%	31.4%	35.6%	28.7%	31.3%
包括支援センター数	24	3	4	5	2	2	6	2
要支援者認定者数	18,107	2,392	3,237	3,542	1,557	1,747	4,307	1,325

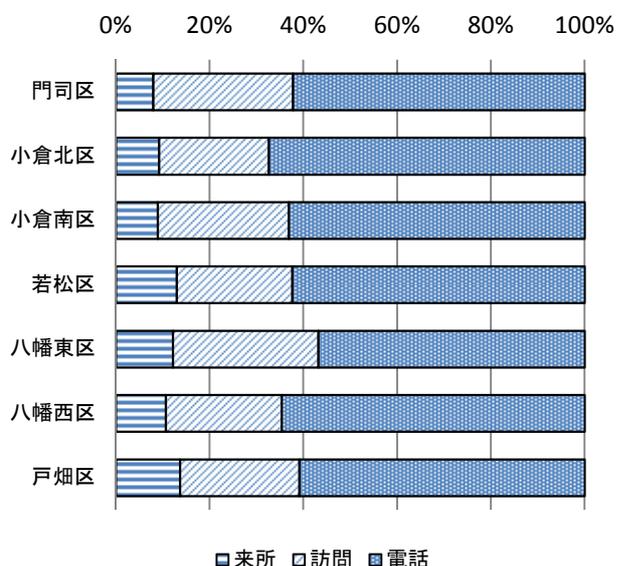
1 相談件数

	市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
来所	18,242	2,152	3,112	3,533	1,688	1,953	4,082	1,722
再)巡回相談	595	40	246	107	23	28	92	59
訪問	47,761	7,999	7,905	10,991	3,188	4,982	9,485	3,211
電話	113,876	16,720	22,735	24,814	8,087	9,108	24,756	7,656
合計	179,879	26,871	33,752	39,338	12,963	16,043	38,323	12,589

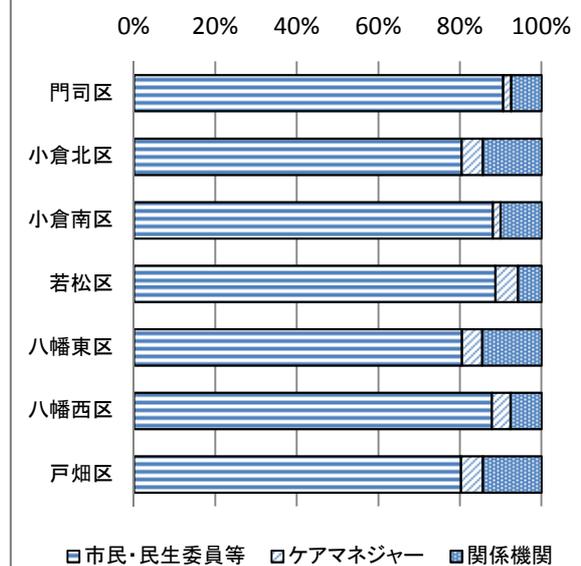
2 相談者

	市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
市民・民生委員等	134,981	21,250	24,592	30,180	9,064	11,929	28,546	9,420
ケアマネジャー	6,097	463	1,587	639	564	736	1,483	625
関係機関	16,471	1,738	4,394	3,438	592	2,150	2,469	1,690
合計	157,549	23,451	30,573	34,257	10,220	14,815	32,498	11,735

1 相談件数



2 相談者別相談件数



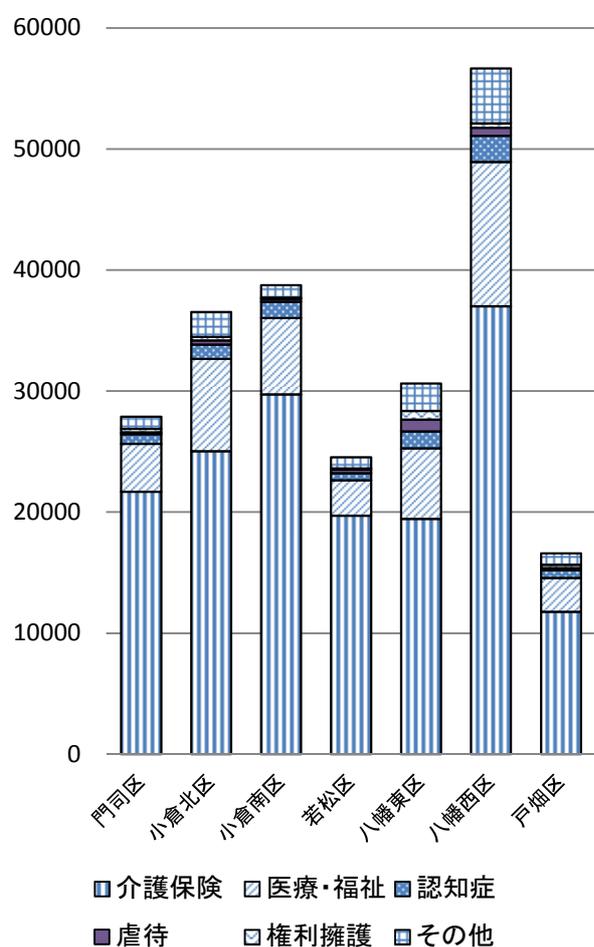
3 相談内容(複数回答)

	市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
介護保険	196,664	30,047	33,195	45,713	19,039	19,784	36,255	12,631
医療・福祉	49,848	4,357	14,689	11,491	3,331	6,072	7,208	2,700
認知症	10,634	868	2,592	2,350	505	1,915	1,715	689
虐待	2,782	187	659	333	126	738	551	188
権利擁護	2,515	335	309	231	131	1,035	330	144
その他	17,996	1,972	5,282	1,825	891	2,445	4,283	1,298

4 主な連携先(複数回答)

	市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
統括支援センター	21,044	683	4,356	3,532	1,819	4,509	5,328	817
ケアマネジャー・サービス事業者	62,053	8,664	15,985	13,355	4,488	5,782	10,966	2,813
医療機関	9,981	1,619	1,926	2,000	540	1,562	1,688	646
民生委員等	2,023	244	408	422	101	229	417	202
法律関係者	1,173	156	36	124	88	565	141	63
警察	530	71	124	125	17	57	86	50
市民センター	2,265	220	559	444	130	159	438	315

3 相談内容



4 主な連携先

